

甲第 15 号証

令和3年8月10日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成31年(ワ)第5732号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和3年6月15日

判 決

6

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同

10

同

同

福 田 健 治

河 崎 健 一 郎

竹 内 彰 志

稲 村 宥 人

大 城 聡

被 告 開 沼 博

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 根 岸 圭 佑

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

20

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成30年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第 2 事 案 の 概 要

25

原告は、平成30年10月8日、特定非営利活動法人ハッピーロードネット(以下「ハッピーロード」という。)が主催した報告会(以下「本件報告会」という。)及びその後の懇親会(以下「本件懇親会」という。)に参加し、その様子を写真や動画で撮影した(以下「本件写真撮影」という。))。

本件は、原告が、被告から、本件写真撮影に関し、撮影した写真を削除することなどを求める強要行為及び原告の名誉を毀損する行為をそれぞれ受け、これにより精神的苦痛を被ったと主張し、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、165万円及びこれに対する平成30年10月12日（最終の不法行為の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（以下の各事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。）

(1) 当事者

10 ア 原告は、本件報告会及び本件懇親会が開催された平成30年10月8日当時、慶應義塾大学（以下「本件大学」という。）の学生であった者である。

（甲23）

イ 被告は、社会学者であり、立命館大学の准教授を務める者である。

被告は、平成25年から平成26年までの間、復興庁東日本大震災生活復興プロジェクト委員を務めたほか、平成27年から現在に至るまで檜葉町放射線健康管理委員会副委員長を、平成28年から現在に至るまで経済産業省汚染水処理対策委員会多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会委員などをそれぞれ務めており、また、被告の著書には、東日本大震災後の福島県の復興に関するものが多い。

20 （甲2、乙31）

(2) ハッピーロード及び本件報告会等について

25 ア ハッピーロードは、福島県民及び一般市民に対し、まち・みち・地域づくり及び景観づくりの推進活動等に関する事業を行うことで、楽しく住みやすい地域社会の実現などに寄与することを目的として活動を行っている特定非営利活動法人であり、本件報告会を主催した団体である。

西本由美子（以下「西本」という。）は、ハッピーロードの理事長を務める



者である。

(甲 1, 乙 3 1)

イ 日本・ベラルーシ友好訪問団 2018 報告会 (本件報告会) は、福島県浜
通りの高校生 24 名が、ハッピーロードの後援者等に対し、平成 30 年 7 月
下旬から同年 8 月上旬にわたり、チェルノブイリ原子力発電所における事故
で被災したベラルーシ共和国を訪問し、同国の学生らとの交流や福島県の現
状を紹介するプレゼンテーションを行ったことによって学んだ成果を発表
する会であった。

被告は、本件報告会よりも前に、ハッピーロードが主催する植樹活動に参
加するなど、ハッピーロードと関わり合いがあり、上記ベラルーシ共和国へ
の訪問にも同行しており、本件報告会においては発表の司会進行を務めたり
した。

(甲 1, 10, 乙 3 1, 被告本人 (2, 3 頁))

(3) 原告が本件報告会に参加した経緯等

ア 被告は、平成 29 年の夏に、旧知の通信社の記者から紹介を受けて原告と
知り合った。被告は、原告を勉強熱心な学生であると認識していた。

(乙 3 1)

イ 原告は、平成 30 年 9 月 21 日、被告に対し、原告を含む複数の学生らと
ともに福島に行くので、10 月 6 日か 7 日に、福島の復興状況に関する話を
被告から聞きたい旨の依頼をした。

被告は、同月 6 日及び 7 日はちょうど双葉郡内にいて地元の高校生と広野
町で合宿している旨答えたところ、原告が 7 日の合宿に混ぜてもらえないか
依頼し、被告は、原告とやり取りをして、同月 25 日、原告に対し、ハッピ
ーロードから本件報告会の準備会 (以下「本件準備会」といい、本件報告会
及び本件懇親会と併せて以下「本件各イベント」という。) のある同月 7 日の
夜に来て問題ないと許可を取った旨を伝えて、来訪を承諾した。

また、原告は、その後、被告に要望して、同月8日に予定されていた本件
報告会及び本件懇親会にも参加することとなった。

(甲3, 23, 乙9, 31)

ウ 原告は、平成30年10月7日、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。), [REDACTED]
[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。), [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。), [REDACTED]
(以下「[REDACTED]」という。)及び[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。), 上記5名を併
せて以下「同行者ら」という。)とともに本件準備会に参加した。

原告が、本件準備会の様子を写真で撮影したところ、西本が、原告に対し、
写真の撮影を制止した。

エ 原告は、平成30年10月8日、同行者らとともに本件報告会及び本件懇
親会に参加し、その様子を写真や動画で撮影した(本件写真撮影)。

(4) 本件各イベントの翌日以降の原告と被告のやり取り

ア 被告は、原告に電話をしたが、原告から授業中のため出られない旨のライ
ンのメッセージが来たことから、平成30年10月9日及び10月10日、
原告に対し、ラインで、以下の各メッセージを送信した。

(ア) 「何時に連絡つくようになりますか？」(9日午後1時5分)

(イ) 「勝手にカメラ回してたと聞いたが事実ですか？」(同午後1時12分)

(ウ) 「ややこしい話になってますので至急ご連絡お願いいたします。」(同午
後1時26分)

(エ) 「起きていることの認識が甘いかと思います。[REDACTED]さんが許可を得ずに
勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応をなる
べく早急にご相談しなければならない状態ですのでお電話にてご連
絡ください。理由は既に[REDACTED]さん、[REDACTED]さんにお伝えしました。なお、
『他の参加者』にも随時個別に連絡し事実確認を進めています。」(同
午後3時4分)

(オ) 「昨日は厳しいとのことでしたが、今日は何時だと連絡とれますか？」

(10日午前7時39分)

(カ) 「時間経つほど状況は悪くなっていきます。お互い面倒なことも増えていきます。早急にご対応頂けるようよろしくお願いいたします。」(同午前8時12分)

(甲4)

イ 原告及び被告は、平成30年10月10日の午後12時4分から午後3時16分までの間、ラインで別紙1記載のやり取り(甲4)をした。

(甲4)

(5) 本件各イベントの翌日以降の被告と[]のやり取り

被告は、平成30年10月10日、[]に対し、フェイスブックで別紙2記載のメッセージ(甲6, 17)を送信した。

(甲6ないし8, 17)

(6) 本件各イベントの翌日以降の被告[]及び[]の各やり取り

被告は、平成30年10月10日、[]及び[]に対し、フェイスブックで、別紙2記載のメッセージと同じ内容のメッセージ(甲17)をそれぞれ送信した。

(甲17)

(7) 被告による原告の出身高校及び本件大学への連絡

ア 被告は、平成30年10月11日、原告の出身高校(以下「本件高校」という。)に架電し、本件高校の教頭と協議した(なお、協議の内容につき、当事者間で争いがある)。

同教頭は、被告に対し、本件高校の卒業生については対応できない旨回答した。

(乙31)

イ 被告は、平成30年10月12日、本件大学の学生生活担当に架電した。同学生生活担当の担当者は、被告による上記架電を受けて、原告に対し、

別紙3記載の内容のメール(甲9)を送信した。

(甲9)。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

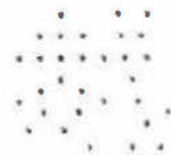
(1) 被告による強要行為の有無(争点(1))

(原告の主張)

ア 被告は、以下の各行為を行った。

- ① 被告が、平成30年10月9日及び同月10日、原告に対し、ラインによるメッセージを送信した行為(以下「本件行為1」という。)
- ② 被告が、同月9日から同月12日までの間、[REDACTED]に対し、架電したり、フェイスブックで別紙2記載のメッセージ等を送信した行為(以下「本件行為2」という。)
- ③ 被告が、同月9日から同月11日までの間、[REDACTED]を除く同行者らに対し、架電したり、ラインやフェイスブックでのメッセージを送信した行為(以下「本件行為3」という。)
- ④ 被告が、同月11日、本件高校に架電した行為(以下「本件行為4」という。)
- ⑤ 被告が、同月12日、本件大学の学生生活担当に架電した行為(以下「本件行為5」といい、本件行為1ないし5を併せて「本件各行為」という。)

これらの本件各行為は、原告に対し、直接又は間接に、本件各イベントへの参加及び本件写真撮影が、盗撮に該当するとともに、住居侵入罪、名誉毀損罪及び侮辱罪などの刑事罰に該当し、刑事処分を受ける可能性があることや、肖像権やプライバシー権を侵害する不法行為であって、大学からの事情聴取や処分の対象となり得るなどの害悪を告知するものであるとともに、原告をして、本件写真撮影について謝罪させ、写真のデータ等を削除させるという義務のないことを行わせようとするものであり、原告の意思決定の自由に不当に介入しようとする強要行為である。



イ 本件報告会は、公開のイベントであり、写真撮影を禁止する旨のアナウンスもされておらず、多くの参加者が、実際に写真撮影を行い、高校生の写っているものを含めその一部をフェイスブックやブログ等で公開している（甲 1 1 ないし 1 3）。さらに、本件報告会の様子は、新聞紙上においても高校生の顔写真入りの記事で報じられている（甲 1 4）。本件報告会での写真撮影が盗撮・盗み撮りに当たるなどという可能性は存在しない。

また、原告は、本件準備会や本件懇親会において公然と写真撮影を行っていたが、撮影中にこれをとがめられることがなく、本件準備会の途中でハッピーロード関係者から写真撮影は控えてほしい旨言われた後は、これに応じ、本件準備会の写真撮影を行っていない。

さらに、本件各イベントの参加者は、高校生の写っているものも含め本件準備会や本件懇親会の様子をフェイスブックで公開している（甲 1 1）。

ウ したがって、本件各行為は、原告に対する不法行為を構成する。

（被告の主張）

ア(ア) 本件行為 1 について

被告と原告とのやり取りは、ライントーク履歴に記載のとおりであって、被告は、原告に対し、事実確認を求めているのみであって、何らの行為を強要するものではない。

イ(イ) 本件行為 2 及び 3 について

被告は、本件と無関係な原告の友人に対して連絡を取ったのではなく、原告と同行していた同行者らに対してのみ連絡を取り、しかも、その内容も、事実の確認及び原告との冷静な話し合いをするための助力の依頼にとどまっているから、被告の上記連絡は、原告に対する強要行為とはならない。

被告が、[REDACTED] 及び [REDACTED]（以下 [REDACTED] 」と総称する。）に対して送付した別紙 2 記載のメッセージは、被告が、[REDACTED] らに対し、原告の本件写真撮影の目的が不明な状況において、原告が記事を書く目的を有し、その

目的を秘して本件報告会に参加していたという仮定の下で、原告に起こり得る事態を伝えるものにすぎないから、被告が、[REDACTED]らと協力して事態の収束に努めていたことは明らかである。

(ウ) 本件行為4及び5について

被告は、原告の信頼する大人の介在を得ることにより、原告との間で事実確認や冷静な話し合いをすべく、本件高校及び本件大学に連絡したにすぎないから、被告の上記連絡は、原告に対する強要行為とはならない。

イ そして、被告は、原告が、被告による平成30年10月9日の問合せに対して、本件写真撮影をしたにもかかわらず、それを否定するといった虚偽の回答をしたこと、原告が本件懇親会の後に、ハッピーロードに批判的な吉田千亜（以下「吉田」という。）と面会し、本件報告会に関する情報をどこかの媒体に掲載したいと相談していたこと、原告が究極的な事態もやむなしなどと述べていたことなどから、原告が、被告やハッピーロードに批判的な活動家と協力し、取材目的で本件報告会に参加したのではないかとの疑念を持ち、その矛先が本件報告会の発表者である高校生に向かうことを憂慮した。そのため、被告は、原告に事実確認を求めたのであり、同事実確認が、原告に対する謝罪や撮影データの削除の強要と評価される余地はない。

ウ 原告は、本件報告会のコーディネーターを務めていた被告を通じて主催者であるハッピーロードの許可をとり、本件報告会に特別に参加の機会を得たものであって、一般参加の方法で参加したのではない（乙9）。

本件報告会は、公人でもない、ましてや未成年の高校生がベラルーシ共和国を訪問して学習した結果を保護者や後援者等に報告するという趣旨のものであり、講演会やセミナーにおいて内容を録音録画することが当然に許可されていないのと同様に、その写真を撮影することが許可されていない。原告の認識は、写真撮影禁止のアナウンスがなければ写真撮影することは構わないというものであるが、これは、社会一般の認識との間に根本的な差異が



あるものである。

原告は、本件準備会において、発表準備を行っていた高校生らの姿を含む様子を無断で撮影し、ハッピーロードのスタッフに注意を受け、撮影を中止した。にもかかわらず、原告及び同行者らは、翌日の本件報告会において、再び写真撮影をしたものである。原告は、本件準備会において、「部外者の撮影はやめてほしい」と注意されたのであり（甲4）、高校生の保護者でも主催者スタッフでもない、被告を通じて特別に参加した「部外者」という原告の属性は、本件準備会と本件報告会で変わることがないから、原告は、個別にも撮影を禁止されていたものである。

原告は、本件報告会において公然と写真撮影を行っていたと主張するが、傍聴者が多数いるなかで、ハッピーロードのスタッフが原告の行動に注意を向けているはずもなく、制止されなかったことは、写真撮影の許可を受けていたことを示さない。

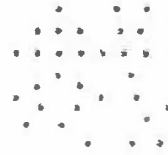
また、原告は、本件報告会の参加者が本件報告会の様子をフェイスブック等で公開していると主張するが、これらは、主催者であるハッピーロード、その担当者、取材許可を受けていたフリージャーナリスト等によるものである。

エ したがって、被告が、原告に対し、事実確認を求めた行為は、不法行為を構成しない。

(2) 被告による名誉毀損の有無（争点(2)）

（原告の主張）

本件行為2ないし5は、いずれも原告の友人や、本件と何ら関係のない本件高校及び本件大学に対し、原告が、本件各イベントの会場に許可なく立ち入り、無許可撮影・盗撮を行ったこと、本件各イベントに参加した高校生らに対して威圧的な態度をとったこと、被告やハッピーロードとの話合いに応じないこと等のとがめられるべき行為を行いながら、各行為を省みないといった遵法意識



や規範意識に欠ける人物であるという事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させたというべきである。

したがって、本件行為2ないし5は、原告に対する不法行為を構成する。

(被告の主張)

5 ア 被告と同行者らとのやり取りの内容について、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、本件行為2ないし5において、原告の社会的評価を低下させる事実が摘示されていないことは明らかである。

10 被告の本件高校及び本件大学への連絡は、前記(1)(被告の主張)ア(ウ)のとおり、原告に対して事実確認を行い、冷静な話し合いをすべく、本件高校及び本件大学に連絡したにすぎないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。

15 イ 被告の主張は、前記アのとおりであって、本件写真撮影が禁止されていたことを理由に、いわゆる真実性の抗弁や相当性の抗弁を主張しているわけではない。

16 (3) 被告による名誉感情侵害の有無(争点(3))

(原告の主張)

20 本件行為2ないし5は、いずれも原告の友人や、本件と何ら関係のない本件高校及び本件大学に対し、原告が、本件各イベントの会場に許可なく立ち入り、無許可撮影・盗撮を行ったこと、本件各イベントに参加した高校生らに対して威圧的な態度をとったこと、被告やハッピーロードとの話し合いに応じないこと等のとがめられるべき行為を行いながら、各行為を省みないといった遵法意識や規範意識に欠ける人物であるという事実を摘示し、原告の名誉感情を傷つけるものである。

25 したがって、本件行為2ないし5は、原告に対する不法行為を構成する。

(被告の主張)

ア 名誉感情を侵害する表現が不法行為であるというためには、侵害の程度が

社会通念上許容される限度を超えなければならないというべきであるところ、本件行為2ないし5は、原告の名誉感情を侵害するものではない。

イ 被告の主張は、前記アのとおりであって、本件写真撮影が禁止されていたことを理由に、名誉感情の侵害が正当化されるなどと主張しているわけではない。

(4) 損害額（争点(4)）

（原告の主張）

被告による前記(1)ないし(3)の不法行為によって原告が被った損害の合計は、以下のとおり、165万円となる。

ア 慰謝料 150万円

原告は、福島復興に関して大きな発言力を有する大学教員である被告による本件各行為により、不眠症を発症するなど深刻な精神的苦痛を被った。原告に生じた上記精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、少なくとも150万円を下ることはない。

イ 弁護士費用 15万円

原告は、本件訴訟の追行を原告代理人らに委任したことにより、弁護士費用15万円の支出を余儀なくされたから、かかる費用は損害に含まれるというべきである。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の1の前提事実（以下「前提事実」という。）に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。

(1) ハッピーロードの活動に対する批判等

ア ハッピーロードは、福島県民及び一般市民に対し、まち・みち・地域づく



り及び景観づくりの推進活動等に関する事業を行うことなどを目的として掲げており、本件各イベントのほかにも、「みんなでやっぺ！！きれいな6国」という、地元の子どもたちを含むボランティアが福島の国道6号線を清掃する活動（以下「別件清掃活動」という。）を実施している。

別件清掃活動は、平成19年から毎年秋に行われてきたが、東日本大震災と原発事故のため、平成22年を最後に中断されており、平成27年秋に再開された。

イ 再開された別件清掃活動は、平成27年10月10日、国道6号線の北は宮城県境の新地町から南はいわき市までの全8区間計約50キロで実施されたが、福島第一原発近くの避難区域となっている区間を含むものであった。

ハッピーロードには、実施が告知された同年9月中旬頃から、別件清掃活動について、「美談にすり替えた子どもへの虐待」、「おまえは国賊か」、「殺すぞ」、「若者を殺す行為」、「狂気の沙汰だ」といった誹謗中傷の電話やファックス、メールが届くようになり、そのメール等の数は、1日平均30件あり、同年10月末までに約1000件に上った。清掃の当日には、活動に反対する人も集まり、放射線量を測定して、中高生らに注意をする者もいたと報道された。また、反対する立場のネット上の記事には、中高生の写真（同人らの承諾があるとは認められない。）が掲載された。

西本は、新聞の取材に対し、子供たちは誹謗中傷にショックを受けているといい、「故郷を思う子供たちの希望をなくすようなことはしてほしくない。」と述べた。

ウ ハッピーロードは、平成29年10月21日実施の別件清掃活動について、「毎年多数のご取材を頂いております本事業ですが、参加される報道関係者の中には、未成年に対する執拗な取材行為や、偏った報道をされる方がおられるため、今年は運営側でご指定させていただく報道機関以外の皆様の、ご参加及び取材を固くお断りいたします。」旨を周知した。

(アないしウについて、前提事実(2)ア、乙1、乙13ないし18)

エ 吉田は、平成27年10月10日の別件清掃活動を批判する記事において、
「放射線量も高いのですが、もっと心配なのは帰還困難区域を走ったダンプ
カーが頻繁（ひんばん）に6国を走っていることです。これらの車の荷台な
どに付着したものを東京大学の教授が測定したところ、12万ベクレルの数
値が出ています。ゴミ拾い中にダンプが通り、そこから落ちた放射性物質を
子供たちが吸い込んでしまえば、かなり危険。震災前とは明らかに状況が変
わっているのに主催者はそこを考慮しているのでしょうか」との意見を述べ
た。

(乙17)

オ 原告は、平成30年9月20日頃、吉田に対し、原告が企画した同年10
月8日開催の福島県内の高校生や大学生との交流会（以下「本件交流会」と
いう。）に参加するよう呼びかけた。

(甲23)

(2) 本件各イベントの経過等

ア 本件各イベントは、ハッピーロードが主催する「日本・ベラルーシ友好訪
問団2018報告会」（本件報告会）の準備会、報告会及び懇親会である。

西本は、ハッピーロードの理事長であり、被告は、以前からハッピーロー
ドと関わり合いがあり、本件各イベントにおいても本件報告会の司会進行を
務めた。

西本は、平成30年9月7日、本件報告会の後援をしている福島民報社を
訪れ、本件報告会のポスター（甲1）を示しつつ、本件報告会の宣伝を行い、
その旨の記事が、同月8日付け福島民報（福島民報社が発行する新聞）に掲
載された。

なお、本件報告会のポスター（甲1）及び上記記事には、「入場無料」と記
載され、本件報告会での写真や動画の撮影が禁止されている旨の記載はない。

(前提事実(2)ア及びイ、甲1、10)

イ 原告は、平成30年9月21日、被告に対し、原告を含む複数の学生らとともに、福島の復興状況に関する話を被告から聞きたい旨の依頼をしたところ、被告は、同月25日、原告に対し、同年10月7日に予定されていた本件準備会に参加することについて、ハッピーロードの許可を取った旨伝えて、来訪を承諾した。

また、その後、原告は、被告に対し、同年10月8日に予定されていた本件報告会及び懇親会にも参加したい旨の要望をし、被告はこれを許可した。

被告は、平成30年10月1日、原告に対し、ハッピーロードから原告へ以下の連絡を伝えた。

「高校生にとっても勉強になると思います。出来ればですが、7日は、18時までに到着してもらってご飯の時に紹介して、19時から予行演習を見てもらって意見をもらう。というスケジュールでいきたいですね。翌日は報告会終了までお付き合いいただき観客として参加してもらえればと思います。」

(前提事実(3)イ、甲4)

ウ 原告は、平成30年10月7日及び8日、同行者らとともに本件準備会、本件報告会及び本件懇親会に参加した。

原告は、本件準備会の様子を写真で撮影していたところ、西本から、「部外者の撮影はやめてほしい」と制止され、撮影を中止した。

その翌日、原告は、本件報告会及び本件懇親会において、その様子を写真や動画で撮影した(本件写真撮影)。なお、本件報告会及び本件懇親会では、原告を含む数名ないし10名程度の者が、写真や動画を撮影していた。また、本件報告会及び本件懇親会において、写真や動画の撮影を禁止する旨のアナウンスや張り紙等はなく、原告は、本件写真撮影の際に注意又は制止されることはなかった。

(前提事実(3)ウ及びエ、甲4、19ないし21、原告本人(4、5頁))

エ 原告及び同行者らは、平成30年10月8日の午後3時前頃、西本や被告に挨拶をすることなく本件懇親会を退席し、その後、本件交流会を開催した。吉田も本件交流会に参加した。

原告は、被告に対し、本件交流会のことや、原告が本件交流会において吉田に会うことを全く伝えていない。

(争いのない事実、甲23、原告本人(24頁))

オ 本件報告会の様子(高校生を被写体とする写真も入ったもの)を公開しているSNS等として複数のものがあるが、いずれも主催者であるハッピーロード又は同法人から明確に取材許可を得ていた者(ハッピーロードにおいて保護者等向けに報告を行う役割を負っていた高校教諭[黒塗り]フリージャーナリスト[黒塗り]、本件報告会の後援者である福島民報社)によるものであり、単なる本件報告会の参加者によるものではない。

(甲11ないし14、乙11、12の1ないし3)

(3) 本件各イベントの翌日以降の事情

ア 西本は、平成30年10月9日の午後1時前頃、被告に架電し、原告及び同行者らが本件報告会及び本件懇親会において、許可を得ずに高校生たちの写真や動画を撮影していたようであること、高校生やその保護者たちから、撮影者は誰なのか、撮影された写真や動画が何に使われるのかという不安の声が上がっていること、被告が、原告らを連れてきたので、責任を持って対応してほしいことなどを伝えた。西本は、同時に、被告に言いづらかったこととして、ハッピーロードのスタッフらが原告及び同行者らの行動に対する不信感ないし不快感を有していることを伝えた。

(乙31、被告本人(3ないし5頁))

イ 被告は、平成30年10月9日の午後1時2分、原告に架電したが、原告が授業中であるとして応答しなかったため、同日の午後1時5分から午後1

時26分までの間、原告に対し、ラインで、以下の各メッセージを送信した。

「何時に連絡つくようになりますか？」

「勝手にカメラ回してたと聞いたが事実ですか？」

「ややこしい話になってますので至急ご連絡お願いいたします。」

(前提事実(4)ア(ア)ないし(ウ)、甲4)

ウ(ア) 被告は、平成30年10月9日の午後2時14分、午後2時32分及び午後2時34分、[REDACTED]に架電し、以下の質問等をした。

a 写真撮影の有無に関すること

[REDACTED]さんが盗撮していたという話になっているが、本当か。」

[REDACTED]さんとは連絡がついていないが、どうしたいと思っているのか」

[REDACTED]さんは撮ってない？」

b 写真撮影の目的に関すること等

「撮った画像をどうするつもりなのか。変な使われ方をするんじゃないかというのが問題になっている。楽しそうな写真を相手に送る前提で撮るのは別にいいけれど。」

「異様な思想を持って異様な人たちがなんかしてたねということになれば話は違ってくる。」

「皆さんは今回どういう目的で来たのか。」

「合流する前はどこを回ってたのか。」

「自分は保護者に納得してもらおう説明をする責任がある。」

c 本件各イベントにおける行動等

「来てからあいさつもなし。帰るときも気づいたら帰っていた。」

「解団式でのあいさつでも、知ったようなことを言ってた。被災しているんな葛藤をしている生徒に向かって、『お前ら真実を知れ』というような話をする。自分は挨拶の時は、他の人と話しててちゃんと聞いてないんだけど、そういう話があった。」

「挨拶もしないで、しかもあえて避けているような感じ。」

(イ) ■■■は、被告の問いに対し、原告による本件写真撮影があった旨を伝え
たが、本件交流会のことや、原告が本件交流会において吉田と会っていた
ことについては伝えなかった。

(争いのない事実、甲5, 17, 乙31, 被告本人(5頁))

エ 原告は、平成30年10月9日の午後2時45分及び午後2時46分(前
提事実(4)ア(ウ)と(エ)の間)、被告に対し、ラインで、以下の各メッセージを送信
した。

「テキストでよろしければ16時半以降大丈夫の予定です。」

「お電話は今日は厳しいです。」

■■■さまより、『部外者の撮影はやめてほしい』との連絡を頂いており、2
日目の非公開の部分は撮影していません。」

「ただ3日目の一般公開では他の参加者がカメラを使っており、我々のなか
での撮影していた人がいるかと思います。」

なお、原告は、同日の午後5時34分、被告に対し、ラインで、■■■さま
は西本さまの間違いです」とのメッセージを送信した。

(甲4)

オ 被告は、平成30年10月9日の午後3時、■■■に架電したところ、■■■
は、被告に対し、原告が写真撮影をしていたこと、原告及び同行者らが、本
件懇親会後に吉田と会食したこと、吉田との会食は当初から予定されていた
ものであること、原告が吉田に対し、「今回のことで記事を一本書くことが
できる。本件報告会における情報をどこかの媒体に掲載したい。旭川の新聞
社に記事を持ち込みたい」旨の相談をしていたことなどを説明した。

(甲17, 乙31, 被告本人(6, 8, 9頁))

カ 被告は、平成30年10月9日の午後3時4分、原告に対し、ラインで、
以下のメッセージを送信した。

「起きていることの認識が甘いかと思います。■さんが許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応をなるべく早急にご相談しなければならない状態ですでお電話にてご連絡ください。理由は既に■さん、■さんにお伝えしました。なお、『他の参加者』にも随時個別に連絡し事実確認を進めています。」

(前提事実(4)ア(エ)、甲4)

キ 被告は、平成30年10月9日の午後4時11分、■に架電し、おおむね以下のことを述べた。

「この短時間の間にもさっき■さんから聞いたのと違う話がでている。そうするとシビアな部分も出てくる。」

「こっちも警察ごっこをしたいわけではないので。」

「さっき、我々のところに来た後にジャーナリストの吉田千亜さんと会ったという話を聞いたんだけど本当か。」

■さんが写真を撮っていたということと、吉田千亜さんのことで、営利目的なのかと。」

「吉田千亜さんがどういう人か知ってる？」

「前にハッピーロードのことで記事を書いて人権問題にもなっているような人。そうすると利得のために盗撮したのではないかと。」

「新聞でもトラブルになっている。」

「こっちも不信感を持ってやってることは申し訳ないんだけど、そういうことになっている。」

「あやういよね。」

(甲5、17)

ク(ア) ■は、被告の連絡を受けた■から連絡を受け、平成30年10月9日の午後3時44分、被告に対し、フェイスブックで、本件各イベント時の行動を謝罪する旨のメッセージを送信した。

5
10
(イ) 被告は、平成30年10月9日の午後4時46分、[REDACTED]に対し、フェイスブックで、以下のメッセージを送信した。

「軽く経緯をお聞きおよびかとは思いますが、端的に言えば、皆さんが盗撮したという話になっており、そんな急に大げさなと思われるかもしれませんが、大げさになってしまった背景にはおっしゃって頂いたような諸々の皆さんの『見え方』、そこへの不信感があります。それで、他の方にも早急にご連絡しているのは早目に事実確認と対処の仕方をご相談することで、これ以上（思いもよらない事態でしょうが、）こじれたものをこじらせないようにしたいというところです。電話可能なタイミングでなるべく早めにお話しさせて頂ければありがたいです。」

(甲17)

ケ 被告は、平成30年10月10日、原告との間において、ラインで別紙1記載のやり取りをしたほか、[REDACTED]らに対し、フェイスブックで別紙2記載のメッセージをそれぞれ送信した。

15
20 被告は、[REDACTED]に対し、「早く解決できるように、大ごとにならないようにという思いの一点で動いています」と伝えるとともに、上記各メッセージの記載内容について、(原告には)「すぐに直接伝えないほうが良いかとはおもいますが、でも、もし、相談を受けて、その中で冷静に話をしたら聞いてくれそうなタイミングがあれば、やんわりとでも伝えてみてください」と伝えた。

(前提事実(4)イ、(5)及び(6)、甲6、17)

コ [REDACTED] 平成30年10月10日昼頃、被告に対し、フェイスブックで、以下の各メッセージを送信した。

25 「『電話せん?』とラインを送った矢先、彼と繋がりました。少し感情的になってしまい、ご期待に応えられなかったところも多かったように感じます。大変申し訳ございませんでした。以下、彼からの伝言です。・テキストベ-



スでお願いします。“絶対に記録に残さなければいけない”からです。・事実確認の点ですが、盗撮はしていないとお送りしました。・子供達と大学生の人権を守るためらしいです。・連絡は直接、[REDACTED]にお願いします。ほかの大学生にかけないでください。ということでした。ついでに、[REDACTED]や吉田千亜さんの裏切り者との旨のことを申し上げておりました。以上です。」

「いえ、お手を煩わせてしまい申し訳ございません。これは私の印象ですが、[REDACTED]くんの言葉からは非常に懐疑的で、人権侵害を守るためなら、究極的な事態もやむなし。そのために、メールで記録を残さなければ、というような旨のことで一点張りだった印象です。」

(甲17)

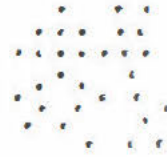
サ [REDACTED]は、平成30年10月11日、被告に対し、フェイスブックで、以下のメッセージを送信した。

「先ほどまで[REDACTED]さんとともに[REDACTED]くんと話しておりました。大変申し訳ないのですが、電話対応への説得ができませんでした。連絡をこれからも試みますので、進捗ございましたらご連絡いたします。何かありましたらなんなくお申し付けください。すぐにお力になれず申し訳ございません。説得できなかったというのは、説得はしたがそれに対応してもらおう姿勢にすることはできなかった、という意です。」

(甲17、被告本人(10頁))

シ 被告は、平成30年10月12日、[REDACTED]及[REDACTED]に対し、フェイスブックで、以下のメッセージを送信した。

「残念ながらいまだ[REDACTED]さんからリアクションがないため出身高校などへの連絡、大学への協力要請をはじめることになります。場合によっては大学等からの事情聴取へのご協力をお願いすることもある可能性はありますが、その際はまた改めてご連絡いたします。引き続き何か動きあれば



情報提供もお待ちしております。」

(甲6, 17)

ス また、被告は、平成30年10月11日には原告の出身高校(本件高校)に架電して、原告がもともと習っていた先生を紹介してくれるよう協力を求めたほか、同月12日には原告の所属大学(本件大学)の学生生活担当に架電して、別紙3記載の内容と同様のことを話して、協力を求めた。

本件高校の教頭は、被告に対し、卒業生については対応できない旨の回答をした。他方、本件大学の生活担当の担当者は、同日、原告に対し、別紙3記載の内容のメールを送信した。

(前提事実(7)、被告本人(12, 26頁))

2 争点(1)(被告による強要行為の有無)について

(1) 原告は、本件各行為が、原告に対し、直接又は間接に、本件各イベントへの参加及び本件写真撮影が、盗撮に該当するとともに、住居侵入罪、名誉毀損罪及び侮辱罪などの刑事罰に該当し、刑事処分を受ける可能性があることや、肖像権やプライバシー権を侵害する不法行為であって、大学からの事情聴取や処分の対象となり得るなどの害悪を告知するものであるとともに、原告をして、本件写真撮影について謝罪させ、写真のデータ等を削除させるという義務のないことを行わせようとするものであり、原告の意思決定の自由に不当に介入しようとする強要行為であると主張する。

(2)ア 当事者双方は、原告が本件報告会及び本件懇親会において写真を撮ることが禁止されていたかについて争うので、まず、この点について検討する。

イ(ア) 前提事実及び前記1の認定事実(以下「認定事実」という。)によれば、以下の事実が認められる。

a 本件報告会のポスター及び福島民報の記事には、写真や動画の撮影が禁止されている旨の記載はなく、本件報告会及び本件懇親会においてもそのような告知はなかった(認定事実(2)ア及びウ)。

b 原告は、本件報告会及び本件懇親会において、注意又は制止を受けることなく写真撮影をした（認定事実(2)）。

c 原告のほか数名ないし10名程度の者が本件報告会及び本件懇親会において写真又は動画を撮影していた（認定事実(2)ウ）。

5 (イ) 他方で、前提事実及び認定事実によれば、以下の事実も認められる。

a 原告は、本件準備会において、写真を撮影した際に、西本から「部外者の撮影はやめてほしい」と制止され、撮影を中止した（認定事実(2)）。

b 原告は、本件報告会及び本件懇親会について、主催者であるハッピーロードから撮影の許可を明示的に受けていない（弁論の全趣旨）。

10 c 原告は、本件報告会をはじめハッピーロードの活動に深く関与している被告を通じて依頼することにより、ハッピーロードに好意的な受入れをしてもらい、非公開である本件準備会から本件報告会及び本件懇親会への参加を特別の態様によって認められた（前提事実(3)イ、認定事実(2)イ）。

15 d ハッピーロードは、平成27年の別件清掃活動に際して、参加した未成年者を活動に反対する者からの誹謗中傷にさらしたことを反省しており、その後の活動において、未成年に対する取材行為等に十分な注意を払っている（認定事実(1)イないしエ）。

20 e ハッピーロードのスタッフらは、本件各イベントにおける原告及び同行者らの行動に不信感ないし不快感を抱いていたが、被告の紹介であることから、被告に気兼ねをして、本件各イベントの間これを表明しなかった（認定事実(3)ア）。

25 前記イの各事実を踏まえると、ハッピーロードは、従前の経過を踏まえて、その活動に参加する未成年者の保護の観点から写真撮影について高度の注意を払っており、原告に対しても本件報告会及び本件懇親会における写真撮影を許可したものではないが、原告及び同行者らが同法人の信頼する被告の

紹介により参加していたことから、本件写真撮影に対してその場で注意することをしなかったものと認められる。

エ 以上の認定を踏まえつつ、本件各行為が、原告に対する強要行為に当たるかにつき判断する。

(3)ア 本件行為1について

(ア) 前提事実(4)ア及びイ並びに認定事実(3)イ、カ及びケの各事実を踏まえると本件行為1は、被告が、原告に対し、「勝手にカメラ回してたと聞いたが事実ですか」、■■■■さんが許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応をなるべく早急にご相談しなければならない状態ですとお電話にてご連絡ください、「まず電話でお話させてください」、「直接対話をして齟齬を埋めたほうが良いのではないのでしょうか」等のメッセージを送信するなど、一貫して、事実確認のためにテキストでのやり取りではなく、原告と電話で直接話をしたいと伝えるにとどまるものというべきである。

(イ) また、被告は、西本から、原告ないし同行者らが撮影した写真を何に使うのか不安の声が上がっている所以对応をしてもらいたいと要請されて行動しているものであり(認定事実(3)ア)、特に、原告が本件懇親会の後にハッピーロードへの批判記事を書いていた吉田と会った上で、本件報告会について記事を書けると発言していたと知り(認定事実(3)オ)、さらに、原告が■■■■は原告及び吉田の裏切り者と言っていたことも知ったことにより(認定事実(3)コ)、原告に事実関係を確認する必要性が高まったと認識したものである。

したがって、被告の本件行為1に係る行動は、自然かつ相当なものというべきであるし、前記(2)ウの事実をも踏まえると、原告に対して義務のないことを強要するものではないというべきである。

(ウ) 原告は、被告が「盗撮」ないし「盗み撮り」という表現を用いているこ

とを問題視するもののようであり、確かに、本件写真撮影を「盗撮」ないし「盗み撮り」と表現することが相当であるか疑問がないとまではいえない。

しかしながら、被告は、当初は、「許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていた」か事実確認をしたいと言っていたものであること（前提事実(4)ア(ア)ないし(エ)、認定事実(3)イ及びカ）、「盗撮」ないし「盗み撮り」との表現を原告に対して用いたのは、原告と吉田の関係が相当程度明らかになった後の1回にすぎないこと（認定事実(3)ケ）等の事情を踏まえると、被告が上記表現を用いたことは、前記(ア)及び(イ)の判断を左右するものではない。

その他、本件行為1が、原告に対し、害悪を告知し、謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

(エ) 以上の事情によれば、本件行為1が、原告に対し、害悪を告知し、本件写真撮影に関して、謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものと認めることはできない。

イ 本件行為2について

(ア) 被告は、[REDACTED]に対し、まず、写真撮影の有無及び写真撮影の目的を端的に確認し、その後、[REDACTED]の説明を踏まえた再確認をしているものであり（認定事実(3)ウ及びキ）、上記確認が原告への害悪の告知や謝罪等の強要等に該当しないことは、前記アの認定・説示と同様である。

(イ) 被告は、前記(ア)の確認の後に、別紙2記載のメッセージを送信したものであるが、そのうち、マスコミに報道された2事例は、その内容が本件の事案の参考になるものであるのか疑問がないとまではいえない。

しかしながら、別紙2の記載は、「[REDACTED]さんが盗撮（中略）してそれが記事を書くことの前提だったということになる」、「そこに例えば被害届などが出ると」、「事件化したときに、マスコミが大々的に取り上げる対象にな

る可能性は高い」,「経緯次第では肖像権・プライバシー権の侵害,あるいは名誉毀損,侮辱罪等の可能性があるそうです」などの各記載があることから,原告が許可なく写真や動画を撮影し,かつ,被害届の提出があった場合や,本件が事件化した場合などを仮定した内容となっており,飽くまで一般論としてそのような可能性があることを述べるにとどまるものと認めるのが相当であり,被告が同メッセージについて原告にすみやかに伝わることを指示も想定もしておらず,むしろ,穏便に解決する意向を継続的に示していることなど(認定事実(3)ケ)も併せて考慮すると,別紙2の記載は,原告に対し, [] を通じて,害悪を告知するものと認めることはできない。

その他,本件行為2が,原告に対し,[] を通じて,害悪を告知し,謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

- (ウ) 以上の事情に鑑みれば,本件行為2は,原告に対し,[] を通じて,害悪を告知し,本件写真撮影に関して,謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものと認めることはできない。

ウ 本件行為3について

- (ア) 被告は,[] 及び [] に対し [] に対するのと同様に,事実確認をした上で別紙2と同内容のメッセージを送信したことが認められる(前提事実(6),認定事実(3)オ,ク,ケ)。

- (イ) そうすると,[] 及び [] に対する行為は,前記イにおいて認定・説示したのと同様の理由により,原告に対する害悪の告知と認めることはできない。

その他,本件行為3が,原告に対し,[], [] 及び [] を通じて,害悪を告知し,謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。



(ウ) 以上の事情に鑑みれば、本件行為3は、原告に対し、
及び⁵を通じて、害悪を告知し、本件写真撮影に関して、謝罪や写真の
データ等の削除を強要するものと認めることはできない。

エ 本件行為4について

被告が、本件高校に対し、いかなる事実を伝えたかについて、本件全証拠
によっても明らかではない。

したがって、本件行為4が、原告に対し、本件高校を通じて、害悪を告知
し、本件写真撮影に関して、謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものと
認めることはできない。

オ 本件行為5について

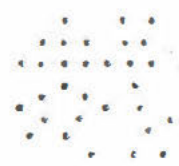
被告が本件大学の学生生活担当の担当者に対して連絡した内容は、別紙3
記載のとおりと認められる（前提事実(7)イ及び認定事実(3)ス）。

上記内容は、被告が、原告において本件各イベントで問題とされる行動を
したかどうかを確認する必要があるところ、原告と連絡が取れないことから、
本件大学に対し、原告がハッピーロードと連絡を取るよう指導してほしい
15
10
15
20
25
ということを求める内容にとどまっているというべきであって、原告が問題
行動をしたと断定したり、同問題行動を非難したりするような内容とはいえ
ない。

したがって、本件行為5が、原告に対し、本件大学を通じて、害悪を告知
し、本件写真撮影に関して、謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものと
認めることはできない。

- (4) 以上によれば、本件各行為は、いずれも原告に対し、直接又は間接に、害悪
を告知するものではなく、本件写真撮影について謝罪させ、写真のデータ等を
削除させるものとはいえないから、原告の意思決定の自由に不当に介入しよう
とする強要行為と認めることができない。

したがって、原告の前記(1)の主張は、採用することができない。



3 争点(2) (被告による名誉毀損の有無) について

(1) 原告は、本件行為2ないし5が、いずれも原告の友人や、本件と何ら関係のない本件高校及び本件大学に対し、原告が、本件各イベントの会場に許可なく立ち入り、無許可撮影・盗撮を行ったこと、本件各イベントに参加した高校生らに対して威圧的な態度をとったこと、被告やハッピーロードとの話合いに応じないこと等のとがめられるべき行為を行いながら、各行為を省みないといった遵法意識や規範意識に欠ける人物であるという事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させたというべきであると主張する。

(2) 判断基準について

ある言説が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該言説についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。したがって、本件行為2ないし5につき、上記基準に従って原告の社会的評価の低下の有無を判断する。

(3) ア 本件行為2について

前記2(3)イで認定・説示したとおり、被告は、[REDACTED]に対し、写真撮影の有無及び写真撮影の目的を確認した上で、仮定の下で原告に起こり得る事態を伝えたり、原告への対応についての事実経過を伝えたりするなどしたにとどまるから、[REDACTED]を含む一般の読者は、前提事実(5)、認定事実(3)ウ、キ、ケ及びシの各内容を、原告が本件各イベントにおいてとがめられるべき行為をしたにもかかわらず、各行動を省みないといった遵法意識や規範意識に欠ける人物であるとは受け止めないというべきである。

確かに、一般的な可能性の問題としてであっても、原告がした本件写真撮影につき、犯罪行為ないし違法行為に該当し得る旨を告知することは、原告の社会的評価に影響するものであるといえなくもないが、前記2(3)イで認定・説示したところと同様、被告は、[REDACTED]を通じて、事態を穩便に収束させ

る方向で、原告を説得、説諭しようと試みていることが認められ（認定事実(3)ケ）、そのような事情がある本件においては、[REDACTED]を含む一般の読者はそのような意味内容で理解するものと考えられ、本件行為2が原告の社会的評価を低下させるものとまで認めることはできない。

その他、本件行為2が、原告の社会的評価を低下させるものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

以上の事情に鑑みれば、本件行為2は、原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

イ 本件行為3について

本件行為3は、前記アにおいて認定・説示したのと同様の理由により、原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

ウ 本件行為4について

被告が、本件高校に対し、いかなる事実を伝えたかについて、本件全証拠によっても明らかではない。

したがって、本件行為4は、原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

エ 本件行為5について

前記2(3)オで認定・説示したとおり、被告が本件大学の学生生活担当の担当者に連絡した内容（別紙3記載の内容と同じ。）は、被告が、原告において本件各イベントで問題とされる行動をしたかどうかを確認する必要があるところ、原告と連絡が取れないことから、本件大学に対し、原告がハッピーロードと連絡を取るよう指導してほしいということを求める内容にとどまっているから、同担当者を含む一般の読者も、上記内容をそのように受け止めるというべきであって、それ以上に、原告が本件各イベントにおいてとがめられるべき行為をしたにもかかわらず、各行動を省みないといった遵法意識や規範意識に欠ける人物であると受け止めるものではないというべき

である。

以上の事情によれば、本件行為5は、原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

(4) 以上より、本件行為2ないし5は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできないから、原告の前記(1)の主張は、採用することができない。

4 争点(3) (被告による名誉感情侵害の有無) について

(1) 原告は、本件行為2ないし5が、いずれも原告の友人や、本件と何ら関係のない本件高校及び本件大学に対し、原告が、本件各イベントの会場に許可なく立ち入り、無許可撮影・盗撮を行ったこと、本件各イベントに参加した高校生らに対して威圧的な態度をとったこと、被告やハッピーロードとの話合いに応じないこと等のとがめられるべき行為を行いながら、各行為を省みないといった違法意識や規範意識に欠ける人物であるという事実を摘示し、原告の名誉感情を傷つけるものであると主張する。

(2)ア ここで、名誉感情は、人が自身の人格的価値について有する主観的な評価であり、表現により名誉感情を侵害する行為は、問題とされる表現が社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為等であるときに、法的保護に値する人格的利益ないし人格権を侵害したものであるとして不法行為を構成するものと解するのが相当である。

イ しかし、前記3(3)で認定・説示した内容に照らせば、本件行為2ないし5は、いずれも本件行為2ないし5がされた状況下において、原告が本件各イベントにおいてとがめられるべき行動をしたにもかかわらず、各行動を省みない違法意識や規範意識に欠ける人物であるという意味を持つことにはならないというべきであるから、社会通念上許容される限度を超えた表現であるとは認められない。

したがって、本件行為2ないし5は、原告の名誉感情を侵害するものと認

めることはできないから、原告の前記(1)の主張は、採用することができない。

第4 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官

小田 正二 

裁判官

馬場 潤 

裁判官

町田 翼 